○消費者庁・公正取引委員会告示第八号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、合成レモンの表示に関する公正競争規約（昭和四十二年公正取引委員会告示第三十八号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　果実飲料公正取引協議会（会長理事　川上　博志）の申請に係る合成レモンの表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十八年十月二十八日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

合成レモンの製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

合成レモンの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中変更前の欄の下線の表示部分をそれに対応する変更後の欄の下線の表示部分に変更する。

| 変更後 | 変更前 |
| --- | --- |
| （目的）<br>**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、合成レモンの取引について行なう表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。<br>（施行規則）<br>**第10条**　（略）<br>２　前項の規則を設定又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。 | （目的）<br>**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、合成レモンの取引について行なう表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。<br>（施行規則）<br>**第10条**　（略）<br>２　前項の規則を設定又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。 |

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○消費者庁・公正取引委員会告示第九号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、食用塩の表示に関する公正競争規約（平成二十年公正取引委員会告示第三号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

消費者庁長官　岡村　和美

一　食用塩公正取引協議会（会長　小林　正世）の申請に係る食用塩の表示に関する公正競争規約の一部変更を平成二十八年十一月二日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

食用塩の製造、販売及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

食用塩の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

| 変更後 | 変更前 |
| --- | --- |
| （目的）<br>**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、食用塩（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。<br>（定義）<br>**第２条**　（略）<br>２　この規約において「事業者」とは、食用塩を製造、加工、若しくは輸入して販売する事業を行う者又は食用塩の製造若しくは加工を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に個別に参加するもの及びこの規約に参加する事業者団体に所属するものをいう。<br>３　（略） | （目的）<br>**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、食用塩（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。<br>（定義）<br>**第２条**　（略）<br>２　この規約において「事業者」とは、食用塩を製造し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又は食用塩の製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者であって、この規約に個別に参加するもの及びこの規約に参加する事業者団体に所属するものをいう。<br>３　（略） |